

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病

12.1月
合併号
(通巻第128号)

関西労働者安全センター 1985.1.10 発行
大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階
特別価格
電話 06-538-0148 [平550] 郵便振替口座 大阪6-315742 200円



●年頭にあたって	1
●学習のページ こんなときどうする(6)	5
●柏木労災で大阪労基局追及	9
●紀和病院通信	11
●公務災害研究会がスタート	12
●前線から(ニュース)	14
●振動病不当判決に反撃の闘い開始	27
●針灸治療制限問題	30

ハ五年ノレ、じっくり



腰を落ちつかん…：

関西労働者安全センター
運営協議会議長

山本 敬一

新年明けましておめでとうござい

けました。

ます。昨年は厳しい反動攻撃の中に

敵の反動攻勢の中で私達の安全運動だけが完璧で勝利するはずがあり

も拘らず、全体として私達の闘いが大きく発展した年でした。保守、中

道補完政党の援護によって第二次組閣に成功した中曾根は、やり度い放

題の戦前回帰政治を押し進めてきました。政治が反動化し、資本の攻撃

様々な攻撃をうけました。私達安全センターの運動もその防御のため、

強まれば強まる程、労働運動が尖

一時的停滞を余儀なくされました。

銳化しなければなりません。自民党

の腰を落としていたところを、

おこぼれ欲しさに鼻をすり寄せて

八五年こそ、じっくり腰を落ち着けて、組織の拡大、運動の定着、活

行く野党の一部、戦いを忘れた日本

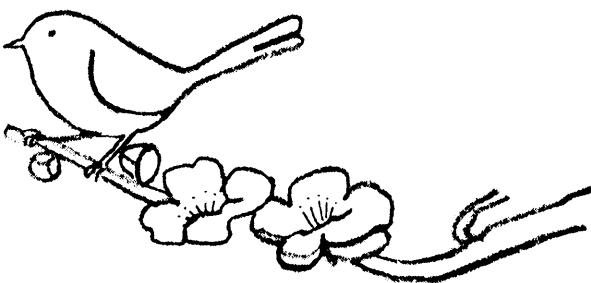
労働運動は、むしろ提灯もちの役割

をはたそうとする気配さえ感じられます。

確かに私達の運動も集中攻撃をう

敵の攻撃が激しければ激しい程、

その楽しさもまた大きい八五年に転換させていこうではありませんか。



紀和病院を地域、職場に根づいた医療機関に

紀和病院院長 伊藤洋

紀和病院は昨年十一月一日、職業

病医療と地域医療の拠点となること

を目指し常勤医五名（内科三、外科二）を含む五〇数名のスタッフで内科、外科を中心にリハビリテーション施設をもつた五〇床の病院としてスタートしました。

開院三ヶ月の現在、地域の医療要求と振動病患者の組織的入院にささえられ連日一〇〇名を越える外来受診と満床状態の病棟とでうれしい悲鳴をあげています。診療圈も当初予定した橋本、高野口を越えて拡がりつつあります。当初はともかくも病院として機能する状態をつくり出すことが課題であり、地域に受け入れられつつ動き出したことで一応目的

は達せられたといえます。

次の目標は病院としての能力アップ（医療要求に応えた病床の拡大、看護婦を中心としたスタッフの増員、整形外科など診療科の拡張）を開院時の混乱をまだ残している院内の体制を合理化しつつ実現することで、その上にたって振動病治療の充実、職場健診を通じた職業病へのとりくみ、地域への組織的なかかわり（周辺地には被差別部落が多く、病院として解放医療にどうとりくむかが大きな課題となっています）を一つずつ実現させていきたいと考えています。

病院のひとつの大きな目的である振動病治療に関しては和歌山初の専

門病院として遠く古座川町や奈良・十津川大塔の患者さんが来院、集中的な入院治療を行なっています。従来の治療に加えて、温水プールを利用した運動療法や針きゅう治療の併用が好評で第一期（十月～十一月）の約二〇名の入院治療に続き、第二期（一月～三月）では更に多くの患者の入院治療を行ないつつあります。

十津川大塔の患者さんは、地域への組織的なかかわり（周辺地には被差別部落が多く、病院として解放医療にどうとりくむかが大きな課題となっています）を一つずつ実現させていきたいと考えています。

十津川大塔の患者さんが来院、集中的に入院治療を行なっています。従来の治療に加えて、温水プールを利用した運動療法や針きゅう治療の併用が好評で第一期（十月～十一月）の約二〇名の入院治療に続き、第二期（一月～三月）では更に多くの患者の入院治療を行ないつつあります。

十津川大塔の患者さんは、地域への組織的なかかわり（周辺地には被差別部落が多く、病院として解放医療にどうとりくむかが大きな課題となっています）を一つずつ実現させていきたいと考えています。

地域医療・職域医療の一層の発展を

医療法人南労会 理事長 松浦 良和

昨年は紀和病院の建設にあたって、決は、この労働行政の反動化に一層各労組をはじめ、多くの方々の支援協力をいただき本当に有難うございました。幸い紀和病院は昨年十一月の開院以後比較的順調なすべり出し

を挙げることができ、一月に入つてからは、振動病患者二〇余名、一般患者も五〇名近くが入院され、外来も一日一〇〇名近くになっています。一方、松浦診療所も、十月からの健保大改悪による本人一割負担の導入にも関わらず、患者数の減少もほとんどなく、地域・職域の多くの人々に支えられて歩みを続けてきました。

労働行政の反動化は今や際限なく対する高松高裁の反動極まりない判進み、針きゅう治療の打切りは、長期患者の打切りに拡大し、振動病に対する高松高裁の反動極まりない判決は、この労働行政の反動化に一層拍車をかけることになることは明らかです。すでに診療所に対しても、直接様々な攻撃がかけられようとしています。

今年は、南労会にとつても、極めて厳しい年になることを肝に命じています。診療所においては、今年は健診活動の一層の発展をはかりたいと思います。既に三月には、東大阪市学校給食労働組合(二七〇名)の腰痛・頸肩腕障害健診の実施が決まり、病院機能の確立、医療内容の充実及び経営基盤の確立が急務です。そして、振動病を中心とした労災職業病医療や地域医療について、出かけてゆく医療の確立に向けて努力を始めてゆくことが必要です。職員一同本年も力一杯がんばる決意です。

ロックでの健診活動も、オーシマ支部の健診を契機に拡大しつつあります。また大阪市従労組での腰痛闘争

も今年は大きく前進するでしょう。

そしてまた、地域の人々に信頼される医療機関としての任務も拡大発展させなければなりません。診療所と地域の住民の方々とのつながりを一層強めていきたいと考えています。紀和病院においては、本年は何よりも病院機能の確立、医療内容の充実及び経営基盤の確立が急務です。そして、振動病を中心とした労災職業病医療や地域医療について、出かけてゆく医療の確立に向けて努力を始めてゆくことが必要です。職員一同本年も力一杯がんばる決意です。御支援、御協力をお願い申し上げます。

力強い安全センターへ

ハ五年は組織作りの年

関西労働者安全センター

運営協議会
事務局長

榎本 祥文

様々な観点から節目といわれてき
た八五年が始まった。昨年は安全セ
ンター十周年記念事業としてとりく
んできた和歌山県の紀和病院の完成
が、何といって最大の成果であつ
たといえるが、我々の今後の運動展
開において、新病院を生かしろるか
否かがむしろこれからポイントで
あるといえる。少くともセンター運
動を質的に大きく発展させる可能性
が開けたことは事実である。

我々は七三年の組織発足の基本的
問題意識として、既成の労働運動に
対する反対派的意識を色濃く持つて
いたといえる。しかし、八一年三月
の組織再編を軸として、少数派、反
労働団体そのものではないこと、従つ

対派からの脱皮をかなりやり遂げ、
事実、従前に比して、一方では一部
「左派」グループとの離反を招いた
ものの、他方、圧倒的多数の労組、
労働者との結合を果し得たのである。
この路線は正しかつたと総括できる
ものであるが、八五年段階でみると
き、我々の戦線の絶対的幅の狭さは
これまた紛れもない事実である。

紀和病院の完成を契機として、我
々は二つのことを同時に強力に推し
進めることが重要である。一つは戦
線の思い切った拡大である。以前我
々は安全センターの組織性格として
伸びてきた組織と運動を、力強い安
全センター作りという点からじつく
り再編する作業に着手したい。

八五年はこれらの観点から、組織
作りの年であろう。たこ足のように
伸びてきた組織と運動を、力強い安
全センター作りといふ点からじつく
り再編する作業に着手したい。

て、参加団体・労組の政治的、思想的、具体的な運動方針上の一一致は求めず、「労働者の立場に立って、資本とは独立した自主的力による安全衛生運動の推進」ということを基本的な一致点とすることを確認してきたが、再度この点を明らかにして、思い切った組織拡大を実現する必要性である。センターは現在四人の専従体制を確保し、各々が各地域や職場の活動家と強く結びついて運動を開拓しているが、これら個々の動きを「安全センターの拡充」という明確な目的意識の下に今一歩結束を固めていくことは重要であろう。一日三〇分安全センターの運動を担う活動家が十人二十人いれば、専従二、三人の力を確保できることを再認識し精力的にとりくんでみたい。

こんなとぎどりをする

——職場安全活動の手引き——

(6)

労災と解雇制限問題

前回労災と解雇の代表的なケースでしようか。

について述べましたが、今回は少しまぎらわしい三つの問題について述べることにします。

労災と 懲戒解雇と

Aさんは半年前に腰に打撲症を負い労災で休業中です。しかし元々月給が安かったことや、少し金使いが荒いこともあります。サラ金に手を出し、そのことが原因でトラブルに巻き込まれ警察ざたになってしましました。

会社は、これを問題視し、就業規則の懲戒解雇項目を適用、解雇の通告を行ない、労働組合もこれに合意しました。これはやはり仕方がないの

・結論を言うと、解雇できません。
もう一度労基法十九条を見て下さい。

つまり労災休業中に解雇できるのは二つの場合だけです。

一つは労基法八一条に基づいて使用者が打切補償を支払った場合(後述)

であり、他は「天災事変その他止むを得ない事情」によって「事業の継続が不可能になった場合」だけです。

もう一つ知つておくべき問題として、労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会の報告書のことです。この労基研報告は女性の労働条件に関する報告で有名になりましたが、七九年に「労働契約・就業規則」について「十九条の適用を除外する」という認定を受けなければやはり解

雇できない仕組みなのです。実際に全金の某支部では親会社の仕組んだ倒産攻撃の中で、会社が行なつた労災休業者への「除外認定」を労基署にさせない闘いに勝利し、その後の組合員の解雇撤回闘争を有利に展開したこともあります。

もう一つ知つておくべき問題として、労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会の報告書のことです。この労基研報告は女性の労働条件に関する報告で有名になりましたが、七九年に「労働契約・就業規則」について「十九条の適用を除外する」という認定を受けなければやはり解

とつてこの条項は目の上のたんこぶもあり、逆に言えばそれだけ強い被災者保護規定といえます。

打切補償って何ですか

障害補償を打切補償と呼ぶのは労災が「治ゆ」または「症状固定」した時、つまり労災を打切った時に支払われるのがその理由ですが、間違えないようにして下さい。

労災保険においては昭和三五年に

先に述べたように十九条の例外規定として労基法八一条にある「打切補償」を支払った場合について述べます。最近俗に打切補償と呼んでいるのは、労災保険の障害補償給付の場合が多いのですが、正確には労基法八一条にあるのが本当のものです。

（解雇制限）
第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十二条の規定によつて休業する場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならぬ。

（打切補償）
第十八条 労働者災害補償保険法
「傷病補償年金」
第十八条 傷病補償年金は、第十二条の八第三項第二号の労働省令で定める傷病等級に応じ、別表第一に規定する額とする。
② 傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は、行わない。

〔労働基準法との関係〕

第十九条 業務上負傷し、又は疾病にかかる労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなつた場合には、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日において、同法第八十二条の規定により打切補償を支払つたものとみなす。

基法に基づいて直接打切補償を支払うということはあり得ないことになりました。現在八一条は実際の補償問題としてはほとんど意味を失つており、解雇制限との関係のみで残つてゐるといえます。そして、労災保険法十九条にある傷病補償年金の規定が唯一それにあたります。

傷病補償年金は七六年にそれまで

あつた長期傷病給付の廃止に伴つて
新設された年金ですが、簡単に言え
ば、傷病が一年半経つても治らず、

一定の基準（疾病等級一～三級）に入っている場合に支給されるもので
す。この年金を受給している場合は発症から三年経つた時点で、また
発症から三年を経過した後に年金を受給するようになつた場合には受給時
点で、労基法十九条との関係では「打切補償を支払つたものとみなす」
とされているわけです。つまり解雇制限がなくなるといふことになりま
す。労働省は当初経営側の「どんな労災も三年を超えて企業が責任を負
わないでよいようにせよ」という要求を踏まえて、腰痛、ケイワなども含めて、一年半たつても治らない傷病をすべて年金化し、最長三年で解雇制限をはずすという目的でこの年金をわざわざ作ったのですが、我々も含めて強い反対運動で、じん肺、ば、休業補償の有無で決まります。

条文を使った解雇問題というのは起きなくなつてゐるのは事実です。

りハビリ勤務中は解雇できないか

が、会社から賃金を得るのみで休業補償をストップすれば十九条の適用はなくなるということです。

りハビリ勤務には様々な形態があ

Bさんは保育所保母ですが、半年前に頸肩腕障害・腰痛症で労災認定を受け、しばらく全体で労災補償を受けていましたが、少しは体調がよくなってきたので、医者や同僚のすすめもあってリハビリ勤務に入りました。これを認めず、「完全に治つてから仕事をつけ」と主張し、また「中途半端な仕事をして園児に問題が起つたら身分も保障できなくなる」とおどしをかけてきました。リハビリ中は解雇制限はなくなるのでしょうか。

〔休業補償給付の支給〕

2 通院等のため所定労働時間の一部について労働することができない場合で、平均賃金と実働時間に対して支払われる賃金との差額の一〇〇分の六〇未満の金額しか支払われないときには、その日は「休業する日」として取扱うこと。

結論から先に言うと、労基法十九条の直接的適用の範囲に限つてみれば、休業補償の有無で決まります。つまり、労災保険から休業補償を受けていれば解雇制限はそのままです

だけ払う分にはまだ労基署は休業補償を支給します。賃金支給の限界は以下の計算になります。

実働部分に対する賃金十(平均賃金
- 実働部分に対する賃金)×〇・六
具体的な数字を入れてみると、

二一〇〇円十(五〇〇〇円-一一〇〇
円)×〇・六=三八四〇円となり、つ
まり実働分としての二一〇〇円の他
に、園が一七四〇円上乗せした額を
支払った時点が限界となります。三
八三九円までは休業補償は支給とな
ります。

少しややこしい話になりましたが、
労基署がリハビリ勤務において休業
とみなして、十九条の適用ありと判
断しているのは、右に説明したよう
に休業補償を支払うか否かの判断と
同一という点は覚えておく必要があ
ります。これをうまく活用すれば、
被災者が経済的にも比較的楽にリハ
ビリ就労を進めていくことができる
と思います。

差別なくす 勝利命令をがちとろう 中労委最終審問に向けて

2/7 住電闘争支援する会 第6回総会

とき 2月7日(木)
午後6時~

ところ P L P会館5階

住友電工差別賃金撤廃を斗う労働者を支援する会

事実のねつ造も参与会無視も 法律のねじまげも審査棄却決定で大阪労基局交渉

前号でも報告したように、全金協和精工支部組合員であった故柏木忠夫氏の急性心不全死に關して、大阪労基局中川繁男審査官は、後で述べるように、全く不当な棄却決定を下してきた。これに対し、支部、全金東成生野ブロック、安全センターは、十一月十三日、中川審査官を訪れ、証明を求め、主に三点について口頭で確認するに至った。すなわち、

- 1・焦点である被災前日の被災者の行動について、何の証拠もなく「飲酒の上深夜に至る放吟していた」とした、
2・軽作業が必要であつたにもかかわらず残業をしていたのは本人の「自己健康管理義務」の怠慢であるとした、
3・(医)南労会松浦診

療所新井医師の意見書に對じて、「全て業務労働に起因したと断定した」とものと評価しそう書いたのは舌足らずであった。また、「医学経験則からみて、その根拠に乏しい」とは自分分の(素人)判断であった、ことである。

り、2・は企業の安全配慮義務と、労働者の人権を著しく軽視する見解であり、3・は医証というもののへの中傷に他ならず、事は、中川審査官の「個人的問題」にワイ小化することができないものだからである。

アダラシメな中川審査官の決定書

大阪労基局は申入れを受け、十二月一九日、渡辺労災管理課長他四名をたて、我々との話し合いを設定した。

そこで、前記1・については、今後調査すること、2・については、局内部で検討することが約束され、さらに話し合いをもつとの確認がなされた。

どこに消えた?

原処分庁からの「申し送り」

以上のような一連の流れの中にあって、一つ、重要な問題が横たわっている。それは、不支給決定を下してある。

原処分庁天王寺労基署からの「申し送り」がうやむやにされ、審査に反映されていないということである。

天王寺段階での詳細についてはここで省略するが、要するに、天王寺署は不支給決定を下したことは下したが、組合、安全センターとのきびしい交渉の末、「決定直後出てきた『被災者は高血圧症状のため軽作業が必要であった』との内容の島田医証は、業務上・外を左右すると考えられる重要なものであるので審査の決定には特段の配慮をもつて反映されたい」との申し送りを署から労災課長他一名が局に赴き、審査官に直接行なつたのである。すなわち、天王寺署としてはいったん業務外の

判断をしたが、会社の安全配慮が足りなかつたということから業務上とするのが妥当と考えられるのでよろしくたのむということである。

この間の事実関係については小松天王寺署長も十二月十二日の我々との話し合いの中で言明している。

一方、これを受けたのは中川審査官の前任者なのである。そのひきつ

きがどのようにされたかは当事者にしかわからない。しかし、一方の当事者中川審査官は「決定書に書いたことがすべて」、つまり、そんなことは聞いていないと言い張るばかりである。一体、何がどうなつていてある。この点についても、渡辺課長に対しして事実関係を明らかにするよう申し入れたところである。

以上、述べてきたことからもわかるようにこの問題は、単にこの一つの事件にとどまらない、放置すれば他に大きな悪影響を与える内容をもつたものであるまたここでは触れたかった重要な点として、審査会参与

の意見がまるで無視されたという問題もある。安全センターとしてはこれららの観点より、柏木労災審査棄却決定を重大に受け止めており、今後さらに労基局との交渉を追求していく考え方である。なお、この件についてはすでに再審査請求を行なつている。

全通和歌山の夜勤者健診本決り

初の職域健診にスタッフも意気込み

紀和病院も十月二二一日の開院以来既に二ヶ月が過ぎましたが、これまでのところ開院に伴う院内の混乱は一定あるものの、地域の外来患者、入院、そして古座川や奈良県よりの振動病入院と比較的順調にいっていると思います。その中で、運営会議としては振動病をはじめとする職業病健診の企画を進めてきましたが、この間いくつかの問題が具体化したので報告します。

第一には、全通和歌山支部における郵便課を中心とする夜勤労働者の健診を二月二六、二七日の両日に実

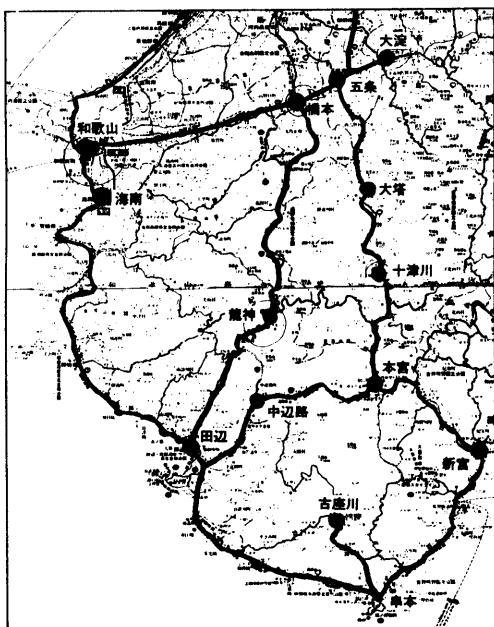
施することが昨年末に決まりました。

郵政では昨年二月より郵便物の翌日配達体制という名目のもと、全国に区分局が設置、和歌山郵便局はその指定局となり、郵便課職員を中心に

回行なう職員が多数生み出されました。この夜勤専業ともいえる労働者の自らの健康破壊に対する不安は大きく、和歌山支部では全通組合員約五〇名を対象として、紀和病院による自主健診を行なうことを検討して

いたものです。病院では既に健診チークを編成し、準備に入っています。

一月末にも現場見学を行なう予定です。



公務災害問題研究会がスタート

英智を結集して

公災認定闘争の大幅前進を!

(目的)
自治体労働者、国家公務員、公企体
労働者の公務災害認定のあり方、実
情について調査・研究し、認定制度
の民主化についての検討

関係労働組合、安全センター（医師、
弁護士も適宜参加する）
(具体的な活動)

安全センターでは八四年度の重点
方針のひとつとして、公務員労働者
の労災闘争の前進を掲げてきたが、
それは、大阪市職民生局支部の自主
健診をはじめセンターと官公労組と
の共同とりくみが進む中で、主に公
務災害の認定のあり方が、民間のそ
れに比して余りにも非民主的、硬直
的なものであり、運動の前進の大い
なる妨げになつてているという情況認
識によるものである。例えば、摂津
市職の保母の腰痛をめぐる基金大阪
府支部審査会との闘いでは、たつた
一度の審査会々長との話し合いで、
「こんな仕事は奉仕でやつているの
だからとやかく言われるのは迷惑」
「文句を言われるのならすぐ辞める」

という暴言とともに辞任表明を行な
うという事件が昨年の六月に発生し
たことは既に述べたが、我々は、こ
れは認定機関の現状を象徴する事件
であると考えている。

これらの問題意識に基いて、セン
ターでは官公労組の職業病対策関係
者の参加による継続的な学習研究会
のスタートを呼びかけていたが、十
一月二八日、全林野、市職などの関
係者との協議を経て「公務災害問題
研究会」として具体化することを決
定した（要綱は左記の通り）。

第一回例会は十二月一七日、大阪
森の宮の労金本店会議室にて開催し
たが、初回のレポーターは大阪市職
民生局支部担当者が行ない、これま

月に一回程度の会合を行なう
(研究会の開催)
(事務局の設置)

看護婦さんを 募集しています

(医) 南労会

紀和病院

紀和病院は当初五八床でスタートしましたが、地域から、職域から入院希望者が多く、既にいつぱいとなり、一日も早くベット数を大幅に増やさねばなりません。そのために看護婦さんを現在募集中です。本人はもちろん、知り合いで心あたりがあれば是非御連絡下さい。

※紀和病院

07363-411255

※安全センターに連絡いただいても
結構です

で行なった十九人の頸肩腕、腰痛を中心とした公災認定申請の動向をはじめ、時間内通院の権利と実際の運用問題、自主健診を行なうに至つた経過と職業病運動全般にわたる報

告が行なわれた。当日の参加者は大坂市職、市従、全林野など、八団体十三名に加え大沢龍司弁護士も特別参加、様々な角度から各々より突つこんで行なわれた。第二回例会は、

一月三一日・午後六時より同じ労金本店会議室にて摂津市職をレポートとして行なう。

季刊 労働者 住民医療

機関誌購読会員になって下さい

●機関誌購読会員 年間 2000円(1冊)

「季刊 労働者住民医療」の送付

郵便振替口座 大阪 6-26064

発行 労働者住民医療機関連絡会議
大阪市港区弁天2-1-30
医療法人南労会松浦診療所内
TEL (06) 574-8010

前線から

東大阪

東大阪市

学校給食労働組合

頸肩腕・腰痛・ヒヤ障害

健診三月実施へ

東大阪市学
校給食労働組

合の腰痛、頸
肩腕、皮膚障

組合としても有効な対策を
出し得る健診が強く望まれ
ていたものである。

また、学校給食での合成

具体的には、健診実施時
期を春休みの三月下旬から
四月上旬にすえ、一月下旬
の職場調査を皮切りに準備
を進め、健診後の学習会を

含め、作業環境改善などの
対策へつなげることになる。

じん肺健診については、
計二二名が受診。レントゲ
ン撮影と問診、松浦医師の
診察が行なわれ、じん肺所

害の健診の準備が松浦診療
所で進んでいる。東大阪學
給労ではこれまで健診が
行なわれてきているが、給
食調理員で頸肩腕、腰痛に
悩まされている率は非常に
高く、現在でも自分で針
ゆうなどの治療に通つてい
る人が七〇%という現状で、昨年五月以来、組合員のじ

洗剤使用が皮膚障害をひき
おこし、その後、洗剤追放
を成功させたが、現在のセ
ッケン使用でも皮膚障害が
発生しており、この健診も
松浦診療所を窓口に行なう
ことになっている。

団交でかちとつてきた。
環境測定の結果、二つあ
る工場のうち、一つが第一
管理区分、もう一つが第三
管理区分と評価され、後者
については、早急な改善が
必要とされている。特に、
その原因と考えられる自動
溶断機付近の拌氣、粉じん
の発生抑制対策が必要とな
ってきている。

団交確認に基づき
環境測定・じん肺健診も実施

・全金大和鋼業支部・

全金大和鋼業支部では、
ん肺認定問題を契機に、職
場環境測定とじん肺健診を

見があり、管理区分二の可
能性が強い者二名、他にじ
ん肺の陰影がみられ、ほこ
りの影響が認められる者が
数名であった。

以上の結果から、組合で
は、現在はひどい粉じん職
場ではないにしろ、これの
改善を要求し、職場の安全

と健康を守るとりくみを更に前進させていこうとしている。

セイセイセイセイ

阪

クレーン経験者の1/3以上が

腰痛訴え

大阪市従工場分会がアンケート

大阪市従工場分会では、より作成し、昨年十一月に一組合員の腰痛問題をきつ実施され、クレーン作業経かけに、健康アンケートを実施した。これは、清掃工場のクレーン労働者に、腰痛症などの疲労性疾患を訴えている組合員が多くあり、疾病とりわけ腰痛の訴えが多い、百二十人近くが現在として認めさせていくための資料としても重要である。アンケートは、京大工学部、安全センターの協力に

組合員の腰痛問題をきつ実施され、クレーン作業経かけに、健康アンケートを実施した。これは、清掃工場のクレーン労働者に、腰痛症などの疲労性疾患を訴えている組合員が多くあり、疾病とりわけ腰痛の訴えが多い、百二十人近くが現在

回答が寄せられた。

回答が寄せられた。

十一月二八日、全金東成生野ブロックの労災学習会が前年に引き続き安全センター、松浦診療所の協力のもと取り組まれた。今回は

「職場健診を考える」と題して行なわれ、ヤマト産業食堂に約四〇名が集まつた。冒頭、小森ブロック議長

のあいさつのあと、まず、かちどつていくことが大切にし、腰痛病の公務災害認定闘争に活用していくと同様に、全員に配布して健康問題に対する組合員の意識を高めていく考えでいる。

東 大阪

職場健診テーマに

今年も地域学習会

・全金生野東成ブロック・

そう」との主旨で、企業主導の、「安い健診」には安いなりのからくりがあるのだから、そうした法的条件を満たしているだけの健診を受けることから一步進んで、積極的に労働組合として実のある健診内容を

15

みの費用を自分のからだにかけてもよいではないかといふ提起がなされた。また、松浦診療所健診部大野氏からも、具体的な補促があつた。

次に、オーシマ支部より

支部における安全衛生の取り組みを進める中で職場健診についても、はじめは、企業サイドの生野工業会の行なうものから、組合要求にもとづく松浦診療所でのものへ内容を充実させてきたことが報告された。

今回の学習会を開催するに際しては事前に各支部の健診の実態が調査され、それを見てもわかるように、これが一般的)まで、実態もつとも進んでいる支部から、最低線(といつても、これがまちまちである。しかし、これを契機として、健診に

取り組もうという支部も出てきている。そのほか、安全部が秋闇でかち全パトロールが秋闇でかちは地道に前進している。

どられた支部もあり、プロツクの安全衛生の取り組みをとりつつ、とりくみの強化を目指し多くの労組、諸団体へ支援の呼びかけを行なつていきたい。

安全センターとしても今後、出稼組合連合会と連携

ならない。

柴田出稼労災訴訟

大阪で初の証人調べに

全港湾など30名が傍聴

次回法廷 一月三一日(木)
午後一時より
大阪地裁八〇九号
被告側証人反対尋問

秋田から大阪への出稼ぎ中に脳卒中で亡くなつた故柴田久雄氏の業務上認定を求める訴訟で、去る十二月二十一日に法廷が開かれた。今法廷では被告側証人・(株)つ吉建設の社長および従業員の計二人の主尋問が行なわれ、柴田氏が働いていた当時のつ吉建設での労働条件や宿泊環境等全般にわたる証言がなされたが、それはまちまちである。しかし、

かわい曲された部分が多くみられた。しかし、次回法廷においては反対尋問が行なわれるところから、被告側の証言は覆えされることになるだろう。

本訴訟も八三年三月の提訴以来約二年が経過し、昨年九月に秋田地裁において出張尋問というかたちで開始された証人調べもいよいよ本格化し、今後の支援体制の強化を図つていかねば

大阪

原発被ばく岩佐訴訟

鑑定書提出で山場

原告側も鑑定人申請

原発被ばく裁判岩佐訴訟

控訴審で、十二月二六日に原告側より鑑定人が申請された。鑑定人は彦根市民病院内科の菱沢徳太郎氏、府立羽曳野病院皮膚科部長の青木敏之氏の二名で共同鑑定の形をとることになる。

の鑑定人として日戸平太氏が鑑定中であり、これによつて原被告双方申請並行鑑定となる見通しになつてくる。

医学的な争点である「放射線皮膚炎」の可能性について一審判決ではおおむね

告側としては、一審判決で「虫刺症、熱傷」の可能性が否定されておらず、問診によって初発の時期を判断した診断に疑いを持つなど点について重点的に鑑定の事項を設定している。

肯定していると言つてよく、日本原電側としては何としても否定の方向にもつていこうとやつきになり今回の鑑定になつたのである。原

応、③産業医との関係・健時より大阪高裁での法廷は、康診断のあり方、④産別方式の安全衛生活動をどう拡大するのか、など今日的状況を的確に反映する諸論議者の増大、精神障害への対応が増大する。心とする新たな生産機器の導入による職場の一大変ほうにたいする対応、②自殺

また、全林野労組からの高松高裁における振動病反動判決に対する闘いの報告、全港湾労組からのじん肺闘争報告は特に結集した人々にアッピールするものであつた。

国大会である。

東京

初の安全衛生委員全国大会に

500名が結集

十二月五日～七日の三日

安全衛生委員全国大会が開

間、東京全電通労働会館に

催された。四百～五百名の

職場第一線で活躍する安全

全センター共催による職場

衛生委員が結集した初の全

来年は分科会形式もとり入れた大会を開催することが確認されている。

学校用務員の再発腰痛

地公災中央審査会が棄却

「理由」は180度転換しかし結論は変らず

十二月十二日、地方公務員災害基金中央審査会は、明だつたものの、審査請求

摂津市職の学校用務員牧野氏の腰痛再発に関する再審査請求について、棄却の裁

決を行なった。再審査における口頭審理が行なわれたのが十一月七日であり、超スピード棄却である。

組合では現在今後の対策を検討中であるが、裁決の内容は全く人を食つたとい

うか、馬鹿馬鹿しいといえるもので、およそ反論に値しない代物である。すなわち、牧野氏の再発腰痛については、原処分の段階では

化という高度素因によるもの」と理由付けがされた。従つて我々は再審査において、牧野氏の腰椎の骨変化は極めて軽度であり、腰痛が筋肉等軟部組織の損傷であることの立証を何重にも完璧に行ない、逆転認定を期したのである。

しかし、裁決は一方で骨発腰痛は本人の退行性骨変化論争では我方の主張を

変化論争では我方の主張を認めさせておきながらも、争点からわざとはぐらかし、「被災者の腰痛はもともと軽度であり再発するはずがない」と二べもなく棄却したのである。今後の対応については検討中とはいえ、こういふ馬鹿馬鹿しい事態がまかり通ることは地公災基金の「公正さ」の放棄としか言いようはない。

吹 田

大阪市職弘済院支部で學習会

ケイワニ・腰痛多発の中

高まる健診実施の声

十一月二一日、大阪市職

弘済院支部は頸肩腕・腰痛問題を中心とした職業病学習会を開催、安全センター

して出席し、市職民生局ににおける自主健診のとりくみ経過等を中心として約九〇分にわたり講演した。

講演後の話し合いの中で、組合推薦機関による健診は認めておきながらも、争点からわざとはぐらかし、「被災者の腰痛はもともと軽度であり再発するはずがない」と二べもなく棄却したのである。今後の対応については検討中とはいえ、こういふ馬鹿馬鹿しい事態がまかり通ることは地公災基金の「公正さ」の放棄としか言いようはない。

内部に病院があるために実現しにくいこと、その一方で特養寮母を中心に腰痛が激発し問題が日に日に深刻になつてゐることなどが話題になつた。

これらを踏まえ、センターハーと支部では一日も早い市職民生方式の自主健診にとりくむことを目標に現在準備が進んでいる。

岐 皇

マンガン中毒 今度は岐阜で

高山と闘で

二名が労災申請

岐阜県に辻中鉱業（東大

阪市）が所有していたマン

ガ

ン

廃止鉱山で、長年採掘

作業に従事したことによつてマンガン中毒にかかつた二名の労働者の労災申請を

昨年十月に行なつていたが、

去る十一月二〇日、労基署による本人の聴取が行なわ

れ

た。

飛驒金山町在住の金村氏

に対するは、高山署より出

張聴取がなされ、この際金

村氏より職歴申立書が提出された。また、美濃市在住

とも、両氏の業務歴、仕事

の状況、症状などを中心にかなり詳しい聞き取りで、担当官も、両氏がマンガン鉱山で働き、その後発症したという一連の事実経過を確認していた。

両署は局と連絡をとりつづ一定の共同歩調をとつて対応してきている。マンガン中毒に関しては、臨床経験豊富な松浦医師の意見書が提出されており、署はそれにはこれといって問題はないと言いつつも、他の医師にも問い合わせるということを行なつておらず、「鑑定とかではない」などと証明しているが、不明瞭な点は厳に正し、安全センターとしても早期認定に向け努力していく決意である。

全国

全金原発内作業支部アンケート

結果である。

「作業者個人アンケートは二月実施」

全金は、去年秋に全国各支部に振動病、難聴および放射線に関するアンケートを行なつたが、そのうち原発内作業に関する結果がでた。このアンケートでは、健診時のレントゲン撮影、非破壊検査について聞いたあと次のような質問を出している。

①あなたの会社では原子力発電所への出張作業を行なつてはいるか、②出張作業において、従業員数、③出張先発電所、④納入製品と作業内容、⑤原発出張に関する協定の有無、⑥協定の内

容項目、⑦許容被ばく線量。全金中央では、原発内の被ばく作業をかかる支部を

予定になつてはいる。

答が十一月十二日の団交においても得られなかつたこと、また、頸肩腕・腰痛の公災申請中の「審査請求」六名について早期取消し裁決を求める要望署名が千三百名以上になつたこともあり、この日の決起集会が開催されたものである。

※十一月十七日、地公災基

十二月十一日、大阪市職民生局支部はJ-LOP会館において、「職業病闘争推進決起集会」を開催、保母を中心約百五〇名が参加した。安全センターからは権健診結果を踏まえ、昨年七

月三〇日「保母の職業病を個人アンケート調査にうつすことになる。個人アンケートはこの二月実施の見込みで、作業者のおかれている現状、各原発での放射線管理の実態などが明らかなものになるだろう。その結果をもとに教育用パンフレット作成などにとりかかる

度化等四項目の要求をしていたが、当局の誠意ある回答が十一月十二日の団交においても得られなかつたこと、また、頸肩腕・腰痛の公災申請中の「審査請求」六名について早期取消し裁決を求める要望署名が千三百名以上になつたこともあり、この日の決起集会が開催されたものである。

※十一月十七日、地公災基

金大阪市支部審査会は審査請求中の六名につき、既に退職した一名を公務上としたものの他の五名には棄却（公務外）の裁決を行なつて

いる

大阪

「職業病をなくすための要求」「審査会早期公災認定しかがけ」

「民生局支部が決起集会」

全港湾地本が労災職業病交渉集会

兵庫

労災打切り攻撃に対応。

被災者の実態把握を指示

十一月二三、二四の両日 局の言い分は、今回の打切り問題は「あくまでも不当にわたって全港湾関西地本 労職対活動交流集会が芦屋の生コン技研センターにおいて開かれた。この集会は毎年開催されており、今年は地本七支部から各安全担当の四〇名が参加し、主な議題として長期労災被災者の打切り問題があげられており、安全センターからも講師として参加した。

当時は大阪、兵庫の両労働基準局も呼び、今回の打切り問題に関する行政側の意見を聞き、質疑応答もなされた。その中の両労基衛生問題を中心課題のひと

対象にしたものであり、「まじめな被災者」は対象外であるというものであった。

この問題は関西地本においても重要視され、各支部見解自体にも問題があり、また打切りの実態をみても、ある一定の期間を過ぎた被災者については主治医に庄な支給を受けている者」を力をかけ、ほとんどの長期

被災者を打切りていこうとされていることは明らかである。

吹田

組合主導の安全運動を!

「全金技研工業支部で
腰痛問題学習会

合主導の安全運動の推進をめざしている。

この日は、腰痛予防のスライド映写と、安全センターが講師となつて講演を行なつた。

十二月十一日、吹田市の全金技研工業支部は、安全衛生の取り組みの一環として学習会を開催した。同支部は腰痛問題を契機に発足しており、これまで安全衛生問題を中心課題のひと

つとし、安全パトロールなどの取り組みを進めてきている。しかし、まだまだ安全問題に関する組合員全体の理解は充分ではなく、学習会を二か月に一回を目途に開催することを通し、組望まれる。

鋼材倉庫内作業で頸肩腕障害

—労災申請に向け—

組合一丸で調査進む

南大阪

・全金浪速鉄工支部・

大阪港区にある全金浪速
鉄工支部の組合員であるY
氏は、アンボルト、フック
等鋼材製品をとり扱う倉庫
内作業に就く労働者である

が、昨年五月頃より右肩が
痛みだし、通院しながら仕
事を続けていたところ、昨
年末より症状が悪化し休業
せざるを得ない状態に追い
こまれた。松浦診療所に受
診したところ頸肩腕障害と
診断され、現在も休業し通
院治療を続けている。

Y氏は浪速鉄工に入社以
来約九年になるが、当初二
ヶ月間配達業務に就い
たが、その後は現在まで倉
庫内作業を続けている。八
二年には仕事中一メートル
半の高さから落下し左肩を
内作業に就く労働者である
が、昨年五月頃より右肩が
痛みだし、通院しながら仕
事を続けていたところ、昨
年末より症状が悪化し休業
せざるを得ない状態に追い
こまれた。松浦診療所に受
診したところ頸肩腕障害と
診断され、現在も休業し通
院治療を続けている。

十一月二九日、南労会運
営委員会第八回総会が百五
十名の参加者をもって港区
民センターで開催された。
本総会においては、長期

紀和病院の発展
医療制度改悪阻止闘争を確認

南大阪

〔南労会運営委が第八回総会〕

十一月二九日、南労会運
営委員会第八回総会が百五
十名の参加者をもって港区
民センターで開催された。
本総会においては、長期

いため、その後左肩をかば
い重量物をとり扱う場合などはもっぱら右腕のみを使
用していた経過がある。このY氏の件では組合と
しても労災であるとの確信
のもとに昨年末より全組合
員によって調査が進められ
ており、この一月中にも労
災申請を行なう予定である。
たが、その後は現在まで倉
庫内作業を続けている。八
二年には仕事中一メートル
半の高さから落下し左肩を
もなされた。この病院設立
は、わが安全センターとし
ても、関西における新たな
労災職業病運動の医療拠点
となることを期待するとと
ても、今後我々の任務も從
来に比べてはるかに大きな
ものとなることを確信して
いる。

南大阪

「ザシードリード下請の『ハーベアライン労働者』」

椎間板ヘルニアが労災認定

十月十九日に労災申請して、いた増井氏の腰椎椎間板ヘルニアにつき、十二月中旬業務上認定がおりた。

増井氏は六七年に鴻池運輸に入社以来、大阪市港区にあるサントリーエンジニアリングに勤務し、箱づめ等のコンベアライン作業に従事していた。その他、回収ビンの整理、検品など中腰作業が多く腰への負担も大であった。

そして、昨年六月五日の午後、作業中、腰に激痛を覚え、その後三日間辛棒して仕事に就いていたが、四日目の六月八日にはがまん

されただ。痛みをおぼえた六月五日の前日より、これまでまつたく経験のない仕事—化粧函入れ作業に配置され、慣れない無理な姿勢が今回この疾病のきっかけとなつたと思われる。

できず病院に受診したところ、椎間板ヘルニアと診断された。

十月十九日に労災申請して、いた増井氏の腰椎椎間板ヘルニアにつき、十二月中旬業務上認定がおりた。

増井氏は六七年に鴻池運輸に入社以来、大阪市港区にあるサントリーエンジニアリングに勤務し、箱づめ等のコンベアライン作業に従事していた。その他、回収ビンの整理、検品など中腰作業が多く腰への負担も大であった。

そして、昨年六月五日の午後、作業中、腰に激痛を覚え、その後三日間辛棒して仕事に就いていたが、四日目の六月八日にはがまん

された。

痛みをおぼえた六月五日の前日より、これまでまつたく経験のない仕事—化粧函入れ作業に配置され、慣れない無理な姿勢が今回この疾病のきっかけとなつたと思われる。

できず病院に受診したところ、椎間板ヘルニアと診断された。

十月十九日に労災申請して、いた増井氏の腰椎椎間板ヘルニアにつき、十二月中旬業務上認定がおりた。

増井氏は六七年に鴻池運輸に入社以来、大阪市港区にあるサントリーエンジニアリングに勤務し、箱づめ等のコンベアライン作業に従事していた。その他、回収ビンの整理、検品など中腰作業が多く腰への負担も大であった。

そして、昨年六月五日の午後、作業中、腰に激痛を覚え、その後三日間辛棒して仕事に就いていたが、四日目の六月八日にはがまん

された。

痛みをおぼえた六月五日の前日より、これまでまつたく経験のない仕事—化粧函入れ作業に配置され、慣れない無理な姿勢が今回この疾病のきっかけとなつたと思われる。

できず病院に受診したところ、椎間板ヘルニアと診断された。

十月十九日に労災申請して、いた増井氏の腰椎椎間板ヘルニアにつき、十二月中旬業務上認定がおりた。

増井氏は六七年に鴻池運輸に入社以来、大阪市港区にあるサントリーエンジニアリングに勤務し、箱づめ等のコンベアライン作業に従事していた。その他、回収ビンの整理、検品など中腰作業が多く腰への負担も大であった。

そして、昨年六月五日の午後、作業中、腰に激痛を覚え、その後三日間辛棒して仕事に就いていたが、四日目の六月八日にはがまん

腰痛は現場の応援の作業中に痛めたのが原因であると天王寺労基署に労災申請を行なった。これに対し十二月末、業務上認定が出され、一月に入り組合は、これを受けて、休職通知、配転撤回等の要求書を会社に提出した。

ところが、追いつめられた会社は「労災であるわけがない。労基署に文句を言つてくる」などと、まったくナンセンスなことを言つてゐるのである。こうした会社側の考え方には、法的にも問題にならないものであり、これ以上は醜態をさらすだけである。それを承知してきていたが、そのうちの一人Kさんは、腰痛のため（実質は休職処分）をつきつけてきた。

これに対し、組合は会社に抗議する一方、Kさんの

東大阪

「腰痛で休職処分の労働者」

天王寺署が労災として認定

・全金ヤマト産業支部・

会社は組合敵視にもとづいて一連の配転攻撃をかけてきていたが、そのうちの一人Kさんは、腰痛のため（実質は休職処分）をつきつけてきた。

くり返し、ついに本人の意志をふみにじつて、机もいすもかたづけ、休職通知（

会社側の考え方には、法的にも問題にならないものであり、これ以上は醜態をさらすだけである。それを承知してきていたが、そのうちの一人Kさんは、腰痛のため（実質は休職処分）をつきつけてきた。

これに対し、組合は会社に抗議する一方、Kさんの

西淀

年末一時金マニの由

労災問題で学習会開く

全金山根金属支部

十一月一六日、全金山根

た、職場でもじん肺、腰痛、難聴などの問題も多い。こ

金属支部は年末一時金をめぐるストライキの中、労災闘争についての学習会を開催し、安全センターより榎本、片岡の二名が参加、リスト支援・激励をこめ、約九〇分にわたって学習会の講師をつとめた。

東大阪

全金山根金属ブロックで
安全パトロール

安全センターも初参加

同支部のある西淀川区では同じ金属の朝日金属や二ツコー金属においてこれまで脳卒中等の労災認定闘争が安全センターと一緒に進展されたが、山根金属支部は常に行政への行動等に多数参加している。またセセカラ

十二月一四日、全金東大
阪地協枚岡ブロックでは安
全パトロールを三支部につ
いて実施した。パトロール
には、ブロック各組合安全
担当、地本・北方常任、安
全センターが参加した。

午前中永和工業、午後舛
田製作所、つづいて桜井
メタリックをまわった。永
和は建材、丁番、樹田はレ
ターケースなど、桜井は紡
績機械部品であるエキセン

それを工場の内容も全く異なるが、玉掛け作業の改善、エレベータ入口とびら、有機溶剤対策などが注意すべき項目として指摘された。本ブロックでは、年間五回の安全パトロールを実施して各支部をまわることになっている。安全センターは今後ともこうしたパートナーシップを重視していきたいと考えている。

の日の講演では「労災闘争は職場における主導権を労働組合側にひきよせる非常に有効な闘いであり、日常的なとりくみは必ず賃金闘争にも連動する」ことが強調された。

神奈川

「VDT労働研究会活動を開始

今後も共同研究活動を推進

十二月一日、労働者住民
医療機関連絡会議の主催で
VDT労働に関する研究会
が神奈川の港町診療所で開
かれた。

医師・研究者を中心約

二〇名が参加し、労働科学
研究所の酒井一博氏と開業
眼科医からの報告が行なわ
れ、活発な討論が行なわれ
た。

酒井氏からは、総評が行
なったアンケート結果をも
とにした報告、産業衛生学
会VDT作業に関する検討
委員会の作成したチェック
リストの検討等を中心に報

告された。眼科開業医の方
からはVDT労働による眼
精疲労など、目にに対する影
響についての眼科医師の立
場からのとらえ方が報告さ
れた。

とくに、眼精疲労、視力
低下の問題などの点につい
ては未解明の点が多く、こ
の研究会においても今後の
検討課題として明らかにな
るにどぎまつた。

この研究会は、労住医連
の研究部門活動の一環とし
て企画されたもので、今後
も他の課題とあわせて進め
られていくことになる。

労働者住民医療運動

全国交流集会

・場所：大阪全通会館 2月17日(日)午前9時～午後1時 分科会

- (1) 医療制度 (2) 経営問題 (3) 健康診断
- (4) 看護制度

午後1時45分～3時半 全体集会

・2月16日(土)午後6時～労働者住民医療機関
連絡会議＋3回総会

十一月、十二月の新聞記事から

- 十一・八 建設従業員宿舎焼け、一人死亡（吹田）
- 十一・一四 小型タンカーが溶接中に爆発、四人死亡、二人ケガ（徳島）
- 十一・一七 関電 LNG 火電計画に対し、大阪府が同意
- 十一・二〇 メキシコでガス基地爆発、死亡四〇〇人、不明千人以上
- 十一・四 住友特殊金属山崎製作所で実験中に金属粉碎機が爆発、二人死傷（大阪 島本町）
- 十一・五 インドのユニオンカー・バイト殺虫剤工場で毒ガス漏れ、死者二千人以上
- 十一・六 大東マンガン控訴審結審
- 十一・七 台湾の炭鉱でガス爆発陥没事故、九六人生埋め
- 十一・八 大阪地労委が大阪日日新聞社に対し、解雇撤回命令
- 十一・九 伊方原発訴訟控訴審、住民側敗訴の不当判決（高松高裁）
- 十一・一〇 橋げた解体作業中に作業員もろとも落下、四人死亡、一四人重軽傷（東京）
- 十一・一五 日本板硝子中央研究所四階で窓掃除中の女性作業員が転落死（伊丹）
- 十一・一七 ステンレス板研磨作業中の兄弟がCO中毒死（大阪 港区）
- 十一・一九 上信電鉄通勤電車が単線通過待ち怠り正面衝突、運転士一人死亡、乗客ら百二一人ケガ（群馬）
- 十一・二一 愛媛の貨物船がインド船と衝突、沈没、一人救出、五人不明（伊豆沖）
- 十一・二三 政管健保、史上最高の九四九億円の黒字造船所でクレーン倒れ下敷き、二人死亡、七人重軽傷（今治）
- 十一・二六 修学旅行二週間に脳こうそく死した中学教師について、業務過重継続が原因として、地公災基金東京支部審査会が公務災害認定
- 十一・三〇 救急車にワゴン車激突、二人死亡、二人重体（泉佐野）

振動病不当判決に反撃の闘いを開始!!

「シンポジウムで高松高裁判決を全面批判、1000万署名などの運動を開始!!

十二月十六日、東京・日本都市センターにおいて「高松高裁不当判決

批判、人権と健康を守る『振動病』シンポジウム」が開催された。

このシンポジウムは総評本部が中心となって結成された「白ろう病裁判を支援し人権を守る会」の主催によるもので、九・一九高松高裁反動判決に対する闘いの一環としてとりくまれたものである。

当日は医師、弁護士等専門家をはじめとして、労組活動家、民主団体、そして全国の振動病被災者と家族の代表者等約三〇〇名が参加し、朝十時から夕方五時半までの熱のこもつた討論が続けられた。労働者住民医療機関連絡会議の各医療機関からも

医師、医療従事者の立場から多数が参加した。

シンポは、全林野医師団の名古屋大学教授山田信也、全林野弁護団々長佐藤義弥、全林野労組書記長岩村覚司の三氏による特別報告で始まりました。まず山田信也氏は、判決全般的医学的批判を行ない、論点を整理しました。

午後に入つて、各界からの報告に移り、まず弁護士の岡村親宜氏が報じめとして、告を行なつた。岡村氏は強盗事件の判例を引用し、安全配慮義務違反がない限り、法的因果関係が立証されしたものと解すべし」とした新潟水俣病判決から、反公害の闘いの停滞と共に後退し、今回の判決でそれが極まつたことが訴えられた。

岡山大学教授の青山英康氏は、判断がチエンソール使用による健康障害を「局所振動障害」ととらえられる点に焦点をあてた批判を行なつ

た。現代の医学が部位別、臓器別に

分断される方向になつていることに

問題があることに重ねて、判決の主

張する医学のコッケイさを表現し、

参加者の笑いをさせた。

その他、法学者の立場から日本女

子大学教授佐藤進氏、明治大学教授

松岡三郎氏、立正大学教授星野安三

氏から報告があり、討論に入つた。

討論は患者の家族からの訴えをはじ

めとして、静岡地裁での振動病裁判

弁護団、札幌緑愛病院岩川院長、四

国労働病院五島院長、久留米大学の

高松誠氏らからその診療経験を通し

ての批判が述べられた。その後、各

単産、地域からの報告が行なわれ、

最後に参加者全体のアピールが採択

されシンポジュウムを終えた。

このシンポジュウムでは、医学、

法律、公害闘争、職業病闘争など各

方面からかなりつづこんだ形での批

判が行なわれ、参加者は今後の最高

裁での闘いの重要性、職業病裁判闘

争の中での位置付けが明確に認識さ

れたといえよう。

裁判官の思想で 組み立てられた判決内容

事実に立脚することなく裁判官の

思想によって下された高松高裁判決

文の論理立てをみておくと……

①各疾病による医学的な症状の段

階を無視して、裁判の上では症状は

重度、中等度、軽度の三段階でよく、

「重度とは、その日常的な機能を失

い、はなはだしい肉体的精神的苦痛

のあるもの」「日常生活の機能に著

しい障害のあるものを中等度」「中

等度にまでは至らないが日常生活の

機能に何等かの影響のあるものを輕

度の」と、日常生活の機能に格別の障

害はないが、振動障害により継続あ

るいは断続した不快感を有するもの

を「輕度の」とに分類すればこと足り

るとした。

②その上で、「産業革命以来、高

責任について「林野庁は振動障害の

速度の交通機関をはじめとして各種機械が次々と生まれ、それが人間の

労働を軽減し、生活を便利にし生活水準の向上に役立ってきたことは紛

れもない事実である反面、永年タイ

プライターやレジスターを打つてい

ると頸肩腕症候群を発症させるこ

とがあるよう、各種の職業病が発生

することも事実であるが、こうした

機械を数年にわたって使用した後に

発生した重症でない職業病について、

直ちに企業者に責任があるとしたら、

長期的にみれば機械文明の発達によ

る人間生活の便利さの向上を阻み、

特にわが国のように各種の機械の發

達で生活せねばならない国において

は国民生活の維持向上を逆行さすも

ので合理的であるとはいえない」と

裁判官の職業病必要悪説を判決の前

提として述べた。

③ 振動障害発症の予見性及び発

症者に対しても業務命令を出してチ

エンソー使用を続けさせた林野庁の

発生の可能性を全く予見出来なかつたとは言えないが、身体に振動障害が発生することはないと、思つてチエンソーや等を導入したのであるから振動障害が発生しても国家公務員災害補償法による補償義務以上に責任はない。チエンソーや等の使用の時間制限については、その使用による振動障害の発生が認められても、昭和四年までは認定者数は高率であったとは言えず、この機械使用開始後六年余を経過していたため使用時間を短縮制限するためには林野庁は国家機関であるから隨時任意に行なうこととは出来ず、林野庁が四〇年以降チエンソーや等の使用を中止しなかつたこと及び昭和四四年まで使用時間を短縮しなかつたことは債務不履行の攻めを免れるに足る相当な理由である」と林野庁の責任を免責した。

(4) 続いて証拠として出された、過去八人の学会誌に発表された振動障害による中枢影響についての研究結果を全て「いざれもその検査方法が

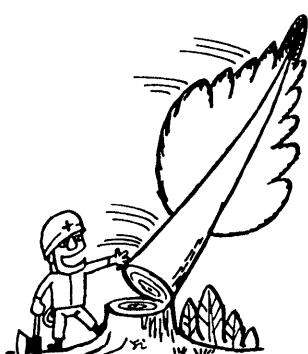
どの程度正確であつたか疑問があるし、被検対象者数が限られた統計学上の有意の有無が判然としない」と否定し、

⑤ 「チエンソーや等の振動エネルギーはそれを握っている手でほとんど

吸収され全身に伝播されることは少なく、この手に吸収されたエネルギーが手の組織をこわし、そこに発生する有害な物質が全身に伝播して種々の全身症状を招くとは考えられないし、……中枢神経が苦痛をかんじるのはその機能によるものであり、チエンソーや等の振動が中枢神経を障害し、脳、脊髄、心臓、下肢に病変を与えると考えることは出来ない」と振動障害を強引に局所に限定した解釈を採用している。

このような、裁判官のファッショ的な判断に対し、今回のシンポジウム以外に、有識者によるアピール、署名、最高裁に「口頭弁論を行ない公正な判決」を求める一千万署名運動、また、民有林関係の振動病対策

に万全を期すことなど、全林野労組を中心として運動が展開されている。労災職業病に対する闘いの重要な課題として、安全センターとしても闘いを強化していくねばならない。



針灸治療制限

法廷闘争も語る

375通達撤廃闘争を再度強化しよう!

十二月二七日、大阪地域合同労組 キンダーハイム分会の鈴木さんの八年四月一日以降の針きゅう治療費 不支給決定に対する不服申請を大阪労災保険審査官に行つた。また申請代理人として、高木弁護士をはじめ五名の弁護士をたて、本格的に針きゅう制限通達（三七五号通達）の違法性について争う体制が整つた。

請求人である鈴木さんは、昭和四九年心身障害児の通園施設である（社）今川学園キンダーハイムに就職したが、五〇年～五一年にかけて頸肩腕・腰痛症状が発現、五六七年七月になってようやく労災認定を受け治療に専念できるようになった。そして針き

ゅうと西洋医療の併用を松浦診療所にて続けながら、五七年四月よりリハビリ勤務開始、三七五通達の実施時期である五八年四月には週四回（実働一日三時間）、月八回通院という段階までたどりついていた。ところが、あと一步で完全就労という時に一方的に針きゅう治療の打切りとなり、再三にわたり労基署とも話し合つたものの、「制度やから仕方がない」と拒絶され、結局自費で治療を却は避けられないところから、今後

続け、同年十月には完全就労、五九年からは通院も不要というところまで回復したのである。

安全センターや当該労組では、鈴木さんの場合は三七五通達の矛盾の

代表例としてとらえ、他の被災者のためにも同通達の不当性、違法性を明瞭化し、現実に即した運用をかちとる闘いの軸としていくことを決めていたが、約一年の準備期間を経て、これまで保留していた針きゅう治療費の請求に踏み切つたものである。十二月一四日の申請に対し、天満労基署は即決不支給としたが、理由書の全文は以下のとおりである。

「はりきゅう施術にかかる療養補償給付たる療養の費用の請求がありましたが、昭和五八年四月一日以後のはりきゅうの施術については政府が必要と認めた範囲を越える施術であるので不支給とします」

審査官は三月下旬にも決定を出したとの見解を表明しているが、棄却は避けられないところから、今後再審査、さらには司法救済へと、被災者全体の問題として徹底した闘いを組んでいきたいと考えている。

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近畿地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28